

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

	評価項目	神奈川県				横浜市				川崎市				相模原市														
		◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価							
1	形式面	相談すべき場所・電話番号が書かれているか。		1					三つ折りパンフの方に郡部の連絡先一覧がある		1				各しおりの末尾にわかりやすく記載あり		1				末尾に連絡先一覧あり		1			末尾に連絡先一覧あり		
2		イラストや図表を利用するなど、見やすいレイアウトの工夫がされているか。(見にくい場合は×)		1					しおりの他にカラー、イラスト入りの三つ折りパンフがある	1					相談者用・利用者用しおりと不正受給にならないためのハンドブックの3種類がある。それぞれイラストやレイアウトで分かりやすくしようという工夫がある			1				文字ばかりで読みにくい	1				「生活保護のご案内(相談・申請中の方へ)」と「生活保護のしおり」がある。特に後者はイラスト入り、カラー刷りで見やすい	
3		漢字にルビが振ってあるか(○か△で評価)。			1				三つ折りパンフにはルビあり			1			ルビはない			1				ルビはない		1			両方ともルビがある	
4		(HPの場合)トップページから探しやすいか。																										
5	制度の法的位置づけ	憲法25条の生存権保障に基づく制度であることが説明されているか。(冒頭に明確に記載されていれば◎)				1			憲法上の位置づけはパンフに書かれているが権利とは書かれていない。				1		利用者用「国民の権利」との記載はあるが、相談者用にはなく、いずれも憲法上の位置づけの記載はない			1				記載がない			1		両者とも憲法上の位置づけの記載はない。「ご案内」の2で、「あらゆる努力をしたにもかかわらず(困窮した場合に)」との記載は、無差別平等原理に反するので削除されるべき。	
6		単なる「最低生活」ではなく「健康で文化的な生活」を保障するものであることが説明されているか。				1			パンフ、しおりとも「健康で文化的な最低限度の生活」との記載がある				1		利用者用には記載されているが、相談者用には「最低限度の生活」と記載			1				「最低生活費」という表現のみ			1		「ご案内」には記載があるが、「しおり」には「最低生活費」とのみ記載	
7		「自立の助長」の意味が正しく説明されているか。(「一日も早く自立してもらう」など経済的自立のことのみ説明していれば×)					1		しおりに「一日も早く自分自身の方で生活が成り立つように」、パンフに「あなたの自立の努力を援助する制度」との記載があり、就労自立のみを前提としている。				1		相談者用に「一日も早く自分たちの力で生活できるように援助するのが生活保護の制度」との記載あり				1				冒頭に「1日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度」との誤解を招く記載がある			1		「自立を支援」といった表記にとどまる
8	全般	説明の順序や分量が権利、義務バランス良く説明されているか。(義務の説明のみに偏っていないか。)					1		権利の項目に「国民の税金によって賄われていることから」との記載があるのは意味不明。義務の項目の同様の記載も不要				1		利用者用：不服申立て権の記載がなく、義務の記載に偏っている。			1				義務の記載が多い			1		「しおり」：義務の記載が多いが、権利のところでも不服申立権が明記されているのは良い	
9		NHK受信料、年金保険料等免除される制度について説明されているか。				1			12頁				1		利用者用最終ページに記載あり			1				16項に記載あり			1		「しおり」に記載あり	
10		ケースワーカーの役割や守秘義務があることが記載されているか。(気軽に相談するよう呼びかけがあれば◎)		1					18頁。「日頃の心配ごと等、どんなささいなことでも遠慮なく相談してください」「相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください」と丁寧呼びかけている		1				利用者用冒頭にCWの役割、守秘義務が記載され「遠慮なく」「安心して」相談するよう呼びかけている。			1				17項に「相談内容はたたく守りますので、お気軽にご相談ください」とあるが、これで相談する気持ちになれるかは疑問			1		「しおり」の表紙に「遠慮なくお尋ねください」とのみ記載あり	
11	権利と義務	手続的権利	保護開始・変更の申請権があることが説明されているか。				1			パンフに申請が必要であることが書かれているが権利であることの記載はない				1		相談者用に申請手続きは書かれているが、権利であることの記載はない。利用者用には、一時扶助の申請権や変更申請権記載がない。			1			申請の手続の記載はあるが権利であることの記載がない			1		「ご案内」4項に申請が必要であることは記載されているが、権利であることの記載はない。	
12			本人だけでなく扶養義務者、同居の親族にも申請権があることが記載されているか。(緊急性がある場合は職権で保護開始される場合も記載していれば◎)				1			パンフに本人、扶養義務者、同居の親族が申請可能であることが記載				1		相談者用に本人、同居の親族または扶養義務者が申請できることが記載			1				記載がない			1		同上に「ご本人や親族の方からの申請が必要」とのみ記載あり
13			申請から原則14日以内に決定されなければならないことが記載されているか。				1			記載なし				1		相談者用に原則14日以内であることが記載されている			1				1				1	
14		決定に不服がある場合に審査請求(不服申立)できることが記載されているか。				1			4頁				1		相談者用には記載されているが、受給者用には記載されていない。			1					13で1項目立てて説明されている			1		「しおり」の権利の項目で明記されていて、良い。
15		これらの手続の流れが、フローチャートで分かりやすく説明されているか。				1			記載なし				1		フローチャートではないが、相談者用に手続の流れが記載されている。			1					フローチャートはない			1		フローチャートはないが、「ご案内」で手続の流れが詳しく説明されており、良い。
16		収入申告の義務があることだけでなく、申告すれば基礎控除・経費控除等があることも説明されているか。		1					4頁。経費控除、基礎控除、未成年者控除等が詳しく記載されているが良い				1		不正受給パンフには控除が詳しく書かれているのは良いが、受給者用には記載がない。控除があることだけでも記載すべき。			1					8「生活保護の仕組み」のところで経費控除、勤労控除の説明はあるが、申告のメリットとして概略でも説明してほしい。			1		「しおり」の保護費の返還のところでも申告のデメリットとして控除がないことの記載はあるが、申告のメリットとしても記載することが望まれる。
17	各種控除・免除の権利		特に高校生のアルバイト料について申告すれば未成年者控除のほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に使うことができることが説明されているか。		1				6頁。特に別項を設け、クラブ活動費、私立高校授業料、進学費用等が収入認定除外されることが具体的に書かれていて大変良い。	1				不正受給パンフに詳しく記載されているのは良い。ただし、受給者用にも概略だけでも記載すべき。			1					同上で未成年者控除の記載しかない。			1		記載がない	
18	保護費の返還を要する場合も、世帯の自立の観点等から返還免除される場合があることが説明されているか。				1			7頁に63返還に関する記載が詳しく書かれているが、自立更生免除についての記載はない。				1		利用者用に63返還に関する記載はあるが自立更生免除についての記載がない。			1					11項に63返還の説明のみがある			1		記載がない	

わたしの街の生活保護
「保護のしおり」チェックポイント

	評価項目	神奈川県					横浜市					川崎市					相模原市								
		◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価	◎	○	△	×	評価				
33	全体像	生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助が受けられることの説明があるか（わかりやすい説明があれば◎）		1						1					6項に記載あり	1						「しおり」に簡略ながら分かりやすい記載がある。			
34		保護の基準額、加算等の具体例が説明されているか。		1							1				母子、障害者、妊産婦等の加算の説明があるのは良い		1					「ご案内」に3つのモデル世帯について具体的な金額が記載されているのは良い。			
35		最低生活費と収入の差額が支給されることが説明されているか。（図で分かりやすく説明されていれば◎）		1							1				不正受給パンフに図入りで説明	1						8項で図入りで控除も含め分かりやすく説明されている。ただし、7項に「負債の返済は認められません」とあるのは、なぜここに書く必要があるのか疑問なうえ、法の目的に反しない場合には負債の返済が認められる余地もあり削除されるべき。	「ご案内」2項に図で記載あり		
		保護費が具体的にどのように支給されるか説明されているか。			1						1				利用者用に月初めに1月分支給であることが記載		1						「ご案内」5（1）に簡略に記載あり		
36	医療扶助	医療券	医療を受ける際の方法（医療券の交付等）についての説明があるか。		1					1				9頁。「病院へのかかり方」と1頁を割いて詳しく説明。	1						1	15項に詳しく記載あり	「しおり」に詳細に記載あり。		
37		通院移送費	通院移送費の支給の説明があるか。（電車・バスだけでなく、場合によってタクシー代等の支給が認められることなど具体的な説明があれば◎）		1						1			10頁。通院申告書の見本もつけて説明しており良い。		1					1	15項に通院移送費が明記されているのは良い	「しおり」に記載あり。		
38		治療材料	治療材料（眼鏡やコルセット等）が作れることが説明されているか。			1					1			10頁。眼鏡やコルセット等の治療材料費の支給が可能と明記		1					1	同様に治療材料（眼鏡、コルセット等）が明記されており良い	「しおり」の医療の項目に紙おむつ代、通院費、治療用器具等の説明がある。		
39	介護扶助	介護の必要性が生じた場合の説明があるか。			1					1				利用者用の通院のところで短く記載		1					1	14項で詳しく説明されている	「しおり」の医療介護のところで1行だけ言及あり		
40	一時扶助	転居費用等その他の一時扶助の支給があることの説明があるか。		1						1				3頁。被服費、入学準備金、家具什器費、転居費、住宅維持費等について詳しく説明があり良い。	1						1	6項で被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、家財保管料等具体的に記載されているのは良い	説明なし		
41	その他	海外渡航	渡航費が収入認定されるが、親族の冠婚葬祭、修学旅行、国際大会への参加の場合は例外であることが説明されているか。				1					1			利用者用で申告が必要な場面の一つとして言及はある。				1				記載がない	説明なし	
				11	16	10	4			4	16	16	5			3	13	19	6			3	16	18	4

就労自立給付金の説明があることは特筆すべき

◎	記載があり、分かりやすい
○	記載がある
△	記載がない
×	誤った記載または誤解を招く記載がある